

# 企業法務相談室

(第76回)

弁護士 村上 友紀

京都大学法学部、大阪市立大学法科大学院を卒業し、2012年に弁護士登録。2017年より弁護士法人イノベンティアに所属し、2018年米国デューク大学に客員研究員として留学。主に企業をクライアントとし、訴訟、交渉、相談、各種契約書・規程の作成・レビュー等に携わっている。



## 新事業に係る規制対応

### はじめに

歴史ある大企業であっても、スタートアップであっても、新しい事業を展開しようとするときには、既存の法規制との抵触が気になる場面があるでしょう。これまでの世にない画期的な商品やサービスを提供する場合に特にそうだと思います。新たな取組に挑戦する際には、早期に適切な規制への対応を行うことが重要で、それなくして新規ビジネスで大きな成果を収めることは困難です。

### 規制とは

規制は、個人や社会全体の利益を守る様々な観点から個人や企業の自由な活動を制限するもので、国による規制は法律・政令・省令等、地方自治体による規制は条例等という形をとります。このほか、国や国際的な機関が定める規格、業界団体によるガイドラインや規格などの自主規制、あるいは商慣習によっても企業の活動は制限を受けます。こういった規制に反する行為を企業が行う場合、国との関係では罰則や事業の停止を命ぜられ、他企業との関係では損害賠償請求や違反行為の差止請求がなされるリスクがあります。コンプライアンスが特に求められる昨今は、企業の社会的信用が毀損されるという点も重視すべきリスクでしよう。

### 現行規制の把握と方向性の決定

規制に対応するためには、まずは、自社の事業がどの規制に抵触するのかを把握する必要がありますが、それには、当該事業が関係する各種の規制を洗い出し、その規制の仕組を正確に理解する必要があります。具体的問題の把握ができたなら、次に、新事業をどのような方法で規制に対応させていくかを検討します。あり得る方向性としては、①現在の規制の範囲内に収まるよう新事業の内容を修正していく、②現在の規制に特例措置が設定されている場合には、特例の適用が受けられるように調整する、③規制そのものを変えていく、の三つが考えられます。

### 規制対応・規制改革参画ツール

こういった対応を進める上で便利なツールとして、政府は、以下のとおり、規制対応・規制改革への参画を補助する窓口や制度を用意しています。

(一) 規制の理解・問題点の把握  
規制に関して一般的な問い合わせをする場

### 今回の相談

当社は、現在、新しいサービスを提供する事業を始めようと計画していますが、法律などによる各種規制の有無や規制への対応に関する調査は、どのように進めていけばよいのでしょうか。

- 合や規制対応・規制改革参画ツールの紹介等を受ける場合
- 内閣官房一元窓口(新技術等社会実装推進チーム)
- 内閣官房のチームが、各省との調整、適切な制度紹介、各種申請書の作成などの面でサポートする。
- 各省庁への問い合わせ窓口の例
- 金融庁・FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ
- 個人情報保護委員会・PPCビジネスサポートデスク
- 消費者庁・景品表示法に関する相談窓口、食品表示法に関する相談窓口
- スタートアップ新市場創出タスクフォース
- スタートアップの支援を行う弁護士らが法律上の論点を整理し、各種制度の活用に向けて助言する。各一時間程度、二回まで無料で相談可能。
- 事業が規制に抵触するかどうかの回答を得る場合
- グリーン解消制度
- 新事業の具体的計画に即して、事前に規制の適用の有無を確認できる。下記のノーマルアクションレターと異なり、規制を所管する省庁に確認せずとも、自らの事業を所管する省庁に申請すれば足りるといふメリットがあり、また、確認対象となる規制の範囲が広い。確認された内容は、照会書及び回答書などとして省庁を通じて公表される。
- ノーマルアクションレター
- グリーンゾーン解消制度導入前から存在する制度で、事業の具体的な行為について、特定の法令の規定の適用の有無を事前に確認できる。事業者は規定を所管する省庁に確認し、その省庁が回答を行うとともに当該回答を公表する。
- 特例措置の活用
- 既存の特例措置の中で事業化することを検討する場合や特例措置の新規創設を要望する場合

### 新事業特例制度

新事業に関わる規制対応の特例措置を検討し、企業単位で新事業活動計画の認定を受け特例となることができる。活動計画中の地域や実証テーマに制限はなく、あらゆる分野で申請可能。中長期的には、特例の中で実証を行い、得られた情報・資料を活用して、規制改革に参画できる。

### 国家戦略特区

規制を突破する「特例措置の創設」と、実現した特例措置を自治体や民間企業が国家戦略特区のエリア内でのみ活用する「個別の事業認定」の二段階のプロセスにより、制度改革を総合的かつ集中的に実施する。国家戦略特区で行われた規制改革は、全国規模でその成果を享受できるように規制改革の方向付けがなされる。

### 各省庁の大臣特認制度

省令に定められている規定に当てはまらない場合に、事業者の申請により、同等の安全性が担保できるなどとして大臣が認めた代替措置等をもって、規制の例外が認められ、事業を行うことができる。

### 規制改革に向けた実証・要望

実証を行い、規制改革に必要なデータを収集する場合

### 規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)

期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動や新技術の実証を行うことができる。地域や実証テーマに制限はない。実証後は、得られた情報・資料を活用し、規制改革に参画できる。

### 規制改革の要望を行う場合

規制改革推進会議  
内閣総理大臣の諮問に応じ、必要な規制の改革に向けて、調査・審議し、その結果をまとめ各省庁に対して提言する

### 業界自主規制

上記は政府が用意するツールで、法や省令との抵触・法改正へのアプローチですが、法整備が未熟な分野などでは、事業者同士の協力による業界自主ガイドラインの策定、あるいは既に業界ガイドラインの変更を自ら主導するというアプローチも考えられます。自主ガイドラインを策定するなど市場の健全な発展に寄与する団体には自治体などから補助が受けられる場合もあり、また、市場からの信頼を得ることが、事業の発展には不可欠です。

### 経産省によるガイダンス

経済産業省は、これら規制対応に関し、二〇二三年四月、「スタートアップの成長に向けた規制対応・規制改革参画ツールの活用に関するガイダンス」を公開しています。同ガイダンスは、「スタートアップ」に向けたものではあるものの、その内容は、企業規模や企業の歴史を問わず、新事業を展開するにあたり有益な情報が掲載されており、参考になります。

本稿で言及したどの段階においても、当該分野を専門とする弁護士に適宜相談することは有用で、事業の発展の一助となるものと思われまますので、ぜひご活用ください。